

玄海原子力発電所3号機MOX燃料使用差止訴訟判決の概要について

1 判決主文

- ア 原告らの請求（玄海原子力発電所3号機原子炉においてメロックス社製 MOX 燃料を使用して運転してはならない）を棄却する。
- イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

2 判決理由（要旨）

- ・ 玄海3号機原子炉に使用する MOX 燃料の設計及び使用済燃料ピットの設計は、いずれも原子力安全委員会が了承した指針に従っているなど、平成25年6月に定められた原子力規制委員会の規則の基準を満たしている。
- ・ MOX ペレットとウランペレットの体積変化の挙動は、同等と評価することが相当である。
- ・ 本件 MOX 燃料について、運転期間中にギャップ再開が起きるとは認められず、それによる燃料溶融の危険や原子炉容器破壊の危険も認められない。
- ・ 玄海3号機の使用済燃料ピットの耐震性や使用済燃料の臨界防止について安全性は確認されている。また、原告らの主張する超長期保管の間に劣化が進んで地震で崩れるという点については、その具体的内容が明らかでない。
- ・ 玄海3号機の使用済燃料ピットから大量漏えい起きて原告らの健康が侵害される具体的危険については、証明がない。

以上